

26 日 獣 発 第 22 号

平成 26 年 4 月 17 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

会長 藏内 勇夫

(公印及び契印の押印は省略)

熊本県における高病原性鳥インフルエンザの 疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化について

このことについて、平成 26 年 4 月 13 日付け 26 消安第 312 号をもって、農林水産省消費・安全局長から別添のとおり通知がありました。貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

このたびの通知は、①熊本県内の肉養鶏農場において高病原性鳥インフルエンザが疑われる旨、熊本県に対して通報があり、遺伝子検査を実施したところ、H5 亜型であることを確認したことから、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成 23 年 10 月 1 日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）に基づき、当該死亡鶏について、熊本県は高病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）の疑似患畜としたこと、②これまでも、本病の防疫については、防疫指針や「平成 25 年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について」（平成 25 年 9 月 6 日付け 25 消安第 2884 号農林水産省消費・安全局長通知。）により、家きんの飼養農場における飼養衛生管理状況の確認等を行っているが、今回の発生を踏まえ、改めて本病の防疫対策の強化等を図るため、家きん飼養農場への緊急立入検査等の実施、危機管理体制の点検及び的確な初動対応の徹底を各都道府県知事あて通知したので、本会あて了知の上、円滑な防疫対策の実施についての協力を、また、家畜防疫の重要性を十分理解の上、本会会員等に対する周知とともに、適切な対応がなされるよう指導方依頼されたものです。

本件内容の問合せ先

公益社団法人 日本獣医師会

事業担当 長野

TEL 03-3475-1601



写

26消安第312号
平成26年4月13日

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局長



熊本県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化について

このことについて、別添のとおり各都道府県知事あて通知しましたので、御了知の上、円滑な防疫対策の実施につき御協力方お願いします。

また、貴職におかれましては、家畜防疫の重要性を十分御理解の上、傘下会員各位等に対し周知されますとともに、適切な対応がなされるよう御指導方よろしくお願いします。



写

26消安第312号

平成26年4月13日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

熊本県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化について

今般、熊本県内の肉用鶏農場において高病原性鳥インフルエンザが疑われる旨、熊本県に対して通報があり、遺伝子検査を実施したところ、H5亜型であることを確認しました。このことから、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成23年10月1日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）に基づき、当該死亡鶏について、熊本県は高病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）の疑似患畜としました。

これまで、本病の防疫については、防疫指針や「平成25年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について」（平成25年9月6日付け25消安第884号農林水産省消費・安全局長通知。以下「強化通知」という。）により、家きんの飼養農場における飼養衛生管理状況の確認等を行っていただいているところですが、今回の発生を踏まえ、改めて本病の防疫対策の強化等を図るため、以下の事項の徹底をお願いします。

記

1 家きん飼養農場への緊急立入検査等の実施

本病の発生予防及びまん延防止に万全を期すため、管内の家きん飼養農場に対し、以下の事項を速やかに実施すること。

- (1) 熊本県において本病の疑似患畜が発生した旨の情報提供
- (2) 飼養する家きんの異常の有無の確認と異常家きん発生時の早期通報の徹底指導
- (3) 強化通知の立入検査において指導改善中の農場を中心に、野生動物の侵入防止及び農場出入口での消毒の徹底など飼養衛生管理基準の徹底指導と当該農場における遵守状況の再確認

2 危機管理体制の点検について

万一の発生の際に、円滑な防疫措置に遺漏がないよう、消毒薬等の防疫資材の準備状況を再確認し、必要な手当を行うとともに、本病発生時の通報・連絡体制を再確認するなど、農林水産省、都道府県及び市町村の各段階の危機管理体制について、再点検を行うこと。

3 適確な初動対応の徹底について

異常家きんの通報があった場合には、防疫指針第4に基づき、直ちに動物衛生課に連絡し、届出者等に当該農場の飼養家きん及び家きんの死体の移動自粛等の指導を行うとともに、必要な病性鑑定を実施するよう徹底すること。